事務連絡

令和４年８月１２日

大阪府教育庁教育振興室長　殿

大阪労働局職業安定部

職業安定課長

新規学卒者の就職内定状況等の調査における数値の確認に

つきまして（依頼）

　平素から、職業安定行政の推進に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

新規学卒者の就職内定状況等の調査については、新規高等学校卒業予定者を対象に、７月末、９月末及び３月末時点における就職内定状況等を把握し、雇用情勢に適切に対処することを目的として、例年、公共職業安定所（以下「安定所」という。）から府内の高等学校等（以下「高校等」という。）に対して調査をお願いしているところです。

また、その調査結果は厚生労働省ホームページや報道発表資料として公表しており、マスコミや学校等関係者からも高い関心が寄せられているものとなっております。

今般、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室長補佐から、生徒の就職状況を報告する高等学校の担当者が、男女別の生徒数を誤記したことが原因で、公表済の男女別内訳等に修正の必要が生じるといった事案が発生した旨の通知がありました。

つきましては、高校等に対して、調査内容における数値等の精査及び記載の確認を徹底いただくことについて、注意喚起いただきますよう、よろしくお願いいたします。